

●ガバナー 今井 高志 ● 会長 西村 幸也 ● 幹事 西尾 和樹 ● コミュニケーション委員長 熊谷 道雄

ホームページ：http://www.hi-net.ne.jp/~hsrclub/ Email：hsrclub-2830@cd.hi-net.ne.jp

Facebook ページ：https://www.facebook.com/hachinoheminamirc/

 Facebook ページに「いいね！👍」をお願いします。

RI 第 2830 地区ホームページ：http://www.rotary-aomori.org/2016/

## 第 2107 回 例会 記録

《会員卓話例会》

2019 年 6 月 13 日 (木)

点鐘 12：30

レポート No. 1539

## 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実か どうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるか どうか



### 《ビジター》

平野榮子様 (八戸北 R C)

### 《会長要件》西村会長



皆さん、こんにちは。ハンブルグでの国際大会開催のために、2 週連続の休会をはさんで 3 週間ぶりの例会になります。国際大会に参加された、黒田先生はじめ三川副会長、米内さん、清川さん、お疲れさまでした。実りの多い体験をされてきたと思います。体験談を後ほど伺いたいと思います。

この間に、まことに残念なことです。三川副会長の奥様がお亡くなりになり、5 月 30 日に葬儀が執り行われました。三川先生に、改めてお悔やみ申し上げます。

さて、2018—2019 年度も最終盤にさしかかり、例会も今日を含めて 3 回を残すのみとなりました。引き継ぎや次年度の準備が活動のメインになってきており、今日も例会後に委員会引き継ぎの時間を設けています。しかしその前に、本日の例会では、楽しみにしていた大澤先生の卓話をやっと聴くことができます。スケジュールの都合で延び延びになってしまったことを、大澤先生にも皆さんにもお詫び申し上げます。大澤先生、のちほど宜しくお願い致します。

### 《本人誕生日・配偶者誕生日》大澤会員



すでに古希を過ぎまして、悠々自適の生活ができるかと思っておりましたが、まだ役目がいくつか残ってしまっていて当分の間悠々自適とはいかないと思います。しかし、そうやってまだ仕事をさせてもらえるという事は幸せな事かもしれません。先週松江にちょっと出張で行ってきまして、ついでに出雲大社に行っていました。いまさら縁結びでもあるまいと行ったのですけれども、お話をいろいろ聞きましたら、

### 《出席報告》原委員長



正会員数 36 名。本日の出席は免除会員 2 名を含む 23 名。出席率は 72% です。前々回の例会は、任意休会でした。

あそこは結婚の縁結びだけでなく、いろいろな人と人の縁を結ぶという事も司っているらしいです。これからも、私も様々な人とお会いすることになると思いますけれども、それを楽しみにしながら、元気なうちは一生懸命頑張りたいと思っていますので、今後ともよろしくお願い致します。

### 《配偶者誕生日》



長嶺会員



伊藤会員



橋本修会員

### 《結婚記念日》



清川会員

### 《幹事報告》西尾幹事



- ・本日例会終了後各委員長の引継ぎがありますので宜しくお願いいたします。
- ・先週渡しました、活動報告書等のお願いをまだ提出していないかたが居られましたら事務局までお願いします。
- ・来週の例会は年度末慰労例会で 18 時 30 分パークホテルです。
- ・8 月の IM の会費を登録の関係上なるべく来週までにお願致します。懇親会出席者のみ 7,000 円です。
- ・三沢 R C より第 54 回パッカス奨学基金カンパゴルフ大会の案内が来ています。8 月 4 日 (日) 米軍基

地内ゴルフ場です。

- ・中グループより I M のお礼状と DVD が届いています。
- ・(株)青い森地域総合研究所設立記念公開講演会のお知らせが届いています。
- ・次年度インターアクト年次大会の案内が来ています。締め切りが 6 月 21 日ですので出席される方は事務局まで。
- ・ザ・ロータリアン、長生園だよりが届いています。
- ・次年度日韓親善会議のご案内が来ています。9 月 28 日仙台国際センターです。

### 《ニコニボックス》本多委員

西村会長：大澤先生、卓話宜しく願い致します。

西尾幹事：大澤会員、本日よろしくお願ひします。

三川会員：妻の葬儀の折は、御会葬、御芳情たくさんたまわり、心から御礼申し上げます。

米内会員：大澤先生のお話し、楽しみです。

吉田立盛会員：大澤会員の卓話、楽しみにしております。

本人誕生日：大澤会員

配偶者誕生日：大澤会員、長嶺会員、伊藤会員、橋本修会員

結婚記念日：長嶺会員、清川会員

### 《女性のための集いお礼》平野榮子様（八戸北 R C）

皆様こんにちは、八戸北ロータリークラブの平野榮子です。本日はお礼に参りました。6 月 3 日に青森国際ホテルにおきまして女性会員の為の集いが開催されました。南ロータリーさんからもご参加いただきまして、講師の対馬ルリ子さんに対して恥ずかしくないだけの皆さんに集まっていただき感謝申し上げます。原さんありがとうございました。講話の内容は女性ホルモンと男性ホルモンが年齢とともにどのように変化していくか、それに伴って体に及ぼす影響、心に及ぼす影響、そのようなこととお話しされまして、これは女性会員だけでなく男性会員にも聞いてほしい内容でした。特にご夫婦で聞いていただければ、ホルモンによっていろんな弊害が出てきたときに、まるっきり知らないで受け止めると強いショックを受けますけれど、知っていて受けるとそれを受け入れることが出来、その時期をうまく乗り越えることが出来るのかなという感じも受けました。機会があれば是非皆さんにも聞いていただきたい内容だと思いました。今日はどうもありがとうございました。

### 《お礼》三川会員

30 日、妻の葬儀が行われました。会員の皆様には沢山ご会葬いただきまして、誠にありがとうございました。御礼申し上げます。更に身に余る御芳情を賜りまして本当に有難うございました、重ねて御礼申し上げます。沢山の

人に見送られて妻は旅立つことが出来ました。心安らかな旅立ちだと思っております。本当にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

### 《国際大会報告》米内会員



お陰様で無事にハンブルグの国際大会に行かせていただいたという感じでした。ありがとうございます。天気も良くとてもきれいな街でした。レンガ倉庫の街でとても良かったですし、国際大会のあの人数で、会議が始まると私の前にいたフランスの方だと思いますが、がやがやしている方を向いて「シー」とやられて、あの人数の中で静まり返っての中のお話で、高邁なお話で世界中から集まってというのはとても有意義でした。お陰様で良い経験をさせていただきました。3 人だけで行ったのでとても大変だったのを、清川さんに助けていただいて無事に帰ってくる事が出来ました。とても、とても有意義だったので行ったことがない方には是非お勧めしたいなと思ったところですが、ありがとうございました。

### 《会員卓話》大澤会員

今日は労働委員会の事について少しお話ししてみたいと思います。労働委員会という事を聞いたことがある方はいらっしゃるでしょうか？意外と少ないですね、労働委員会という「それ、なんだ」とよく言われます、非常にいつも残念な思いをするわけですが、皆さんのお手元にパンフレットのカラーコピーをお配りしていますのでそれを見ながらきいてください。1 ページ目に「労働組合の皆さん、労働者の皆さん、使用者の皆さん、職場のトラブルで悩んでいませんか？（事例）そんなときは青森県労働委員会へどうぞトラブル解決のお手伝いをします！」と分かりやすく書いてあります。このように労働に関するトラブル解決のお手伝いをするという事です。ちょっと難しい方をすると、労働委員会というのは独立行政委員会といいまして県の 1 つの機関になるわけですが、例えば独立行政委員会と言われているのは、公安委員会、教育委員会、人事委員会などがあり委員というのは外部から入ってきていろんな仕事をするという事になるわけです。私たちの仕事というのは先ほども申し上げましたけれども労働者と使用者との間のトラブルを、その中に入って解決する。そういう役目を負っています。ところで皆さん憲法の規定の中で、これは中学、高校で習っているので記憶にある方もいらっしゃると思いますが、憲法 27 条『すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ』『賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める』・・・第 28 条『労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動する権利は、これを保障する』皆さん記憶にないですか、歴史の中にも出てきますが 28 条の労働者の団結する権利、団体交渉その他団体行動する権利、これは国が労働者、労働者に補償するという事でなぜかという産業革命盛んになりし頃、経営者、会社を作って儲けて



いる人たちは非常に力が強い、方や労働者はかなり過酷な労働を強いられて一方的に使用者の意思により行われていて、それではいけないという事で労働者の生活向上のためにも会社と対等に渡り合うためには労働者も団体を作って束になってぶつかっていかなければ到底勝ち目が無い、そこで労働組合を作る権利（団結権）、労働組合として団体交渉をする、それから団体行動、例えば争議、ストライキとかそういうことをする権利が認められて、こういった規定を受けまして、あるいは27条については、賃金とか就労時間、その他の勤労条件というのは労働基準法という法律によってかなり厳しく定められています。事業者、使用者はちゃんと守らなければいけません。いろんな事件が労働委員会の方へ上がってくるわけですが、いつも感じるのは使用者の人というのは労働法を全く知りません、だから平気で違反をする、例えば最低賃金法という法律がありますけれどもそれを割り込むような賃金を払っている、上げてくれと言えはいやだったらやめればいいと、そんな感じです。だから使用者も労働者の権利というものをよく理解して、法律に従った対応をしなければいけない、これは実際裁判の場などで争われますけれども使用者の方が負けてしまいます。同じように労働者自身も自分にどんな権利があるのか知らない、有給休暇というのは何日取れるのかとか、そういうことが良くわかっていません。少し勉強して自分にはこういう権利があるのだという事を理解してもらいたい。ただ、自分でしろと言ってもできないですから、いま全国的にワークルールを勉強しましょうという会があっていろんな集会在開かれそこでワークルール、労働に関するいろんなルールをセミナーとか集会で皆さんに知らせるという事が行われています。

パンフレットに労働委員会とはと書いてあります「解雇・賃金などの労働条件に関する問題や団体交渉などの労使関係に関する問題で、労働者・労働組合と使用者の話し合いがまとまらず争いになった場合に、トラブル解決のお手伝いをする専門機関です。また、使用者が労働組合の正当な活動を妨げるような行為をした場合などに、その救済を行ないます。」とかいてあり、公益委員、労働者委員、使用者委員とございますけれども、労働委員会というのは15人の委員で構成されています。15人の委員は色分けがされておりまして、公益委員、労働者委員、使用者委員5人ずつとなっており、公益委員というのは中立な立場、労働者委員というのは労働組合の役員・幹部の人たちがなっていてどちらかという労働者側に理解のある委員です。ただ労働者側だけ一方的に支援するのではなくて全体のバランスを考えられる人でなければいけません。使用者委員というのは会社の経営者で例えば経営者協会とかの推薦を受けた人になるという事になっています。労働者委員は労働組合、たとえば青森では連合青森とかの人で今は会長が入っています。公益委員は私たち弁護士とか大学の先生とかが入っていて、いわゆる三者構成になっていて争いが起きるといろんな角度から見ていきます。使用者側の視点から見るとこうだ、労働者側の視点から見るとこうだ、公益委員はその真ん

中に立ってどちらの言い分が合理性があるのかという事を考えていきます。労働委員会には中央労働委員会というのがありまして全国にまたがるような事件を扱うところで厚生労働大臣の所管になっています。そのほかに各都道府県に労働委員会があり青森県には青森県労働委員会があり青森県内の労働事件を扱っています。その労働委員会の判断に不服があれば中央労働委員会の方へ再審査請求をすることが出来ます。労働委員会がどういう活動をしているかと言いますと日常いろんな相談を受けています。パンフレットの最後のページを見てください、「青森県労働委員会では、毎月、定例労働相談会を開催しています。・原則、毎月第1火曜日及び第3日曜日に開催。」とあり私たちは休日出勤してやっています。委員による面談での相談で費用は全く掛かりませんが、ただその場所までは行ってもらわなければなりませんので交通費は各自負担してくださいという事です。もちろん秘密厳守で、相談は労働者、事業主どちらも利用できます。どちらの相談も受け付けますが圧倒的に労働者からの相談が多いという事です。そのほかに毎日フリーダイヤルを設けて事務局が相談を受けています。簡単に事務局で回答しますがもしもう少し詳しく相談したい方は定例の委員による相談を受けてはいかがですかというように誘導しています。そういった相談の中からこれはこういう手続きを取った方がいいと進めるわけですが、パンフレットの2ページ目をご覧ください。具体的に何らかの申請があった場合どういったことをするかというのが書いてあります。細かく説明していませんと時間が無くなってしまいますので、大きく分けて三つあります。個別的労使紛争のあつせん、これは最近非常に増えてきています。皆様もよく耳にするハラスメント、職場ではパワハラとかセクハラとかの相談が結構多いです。それに関する相談も多いし、もし度が過ぎてきますとあつせん申請をしてくれと、そうすれば公、労、使、三者の委員があつせん委員になって一人ずつですけれども、それに事務局長を含めた4人が中に入って双方の話を聞いて話し合いを進めます。あくまでも話し合い、話し合いが成立すればあつせん事項というのを決めて、これは民法上の和解と同じ効力を持っています。次の労働争議の調整（あつせん・調停・仲裁）とありますけれどもこの調停・仲裁というのはほとんど利用されておりません。労働争議の調整というのはさっきの個別的労使紛争というのは個人対使用者の争いな訳ですが、この労働争議となってくると組合と会社の争いでそれを話し合いでもって解決をする、後で読んでいただければ流れがわかると思います。もうひとつがいわば裁判の判決のようなものを出す不当労働行為の審査というのがあります。これは労働組合又は労働者が、使用者から不当労働行為を受けた場合に、労働委員会に救済を求める申立てができる制度で、不当労働行為というのは下の方に例ありますが○労働組合を結成したり、加入したり、正当な組合活動を行なったら、解雇その他の不利益な取り扱いを受けた。（組合を作ったら首になってしまった）そういった場合に申立てができます。○団体交渉を申し入れたが、正当な理由もなく拒否された

り、誠実に対応してもらえない。(賃金改定について団体交渉しようとしても受け付けない)○労働組合の結成・運営を妨害された(まさしく憲法違反の行為です)○不当労働行為の救済申立てをしたら、さらに不利益な取り扱いを受けた。こういった事があった場合に不当労働行為救済申立てという形で審査の申し立てをします。その後の流れが書いてありますが一番下のところに一種の強制的な『命令』というのを労働委員会では発することが出来ます。この『命令』に不服があればさっきの中央労働委員会への再審査請求、あるいはこれは一種の行政処分になりますので裁判所に訴えて、いわゆる行政訴訟になる流れになっていくこともあります。

労働委員会というのはあんまり関心を持たれない、ちょっと理解しにくいところがあるのかな、ですから何か聞きたいことがあったらここに書いてあるフリーダイヤルに電話をして訪ねてみればいいと思います。たとえば会社からある従業員がひどい扱いを受けたというような場合にこの労働委員会というのが一番いいのではないかと私は思っています。三者がちゃんと一生懸命考えてくれて解決策を導いてくれると思います。

時間が無くなってきたのでいまはやりのパワハラについてちょっとご紹介しておきます。相談も非常に多いものですから、皆さんはどっちかという使用者の側で労働者の側ではなくパワハラをする側です。こういうことをするとパワハラになりますよと言うのを頭に叩き込んでおいていただきたいと思います。パワハラというのはしている方は全然意識がありません、自分がパワハラをしているとは、例えば仕事をもたもたしている人に「お前何やって

いるんだ、役に立たないやつだな」これはパワハラなんです、グサッとこたえる人もいます。厚生労働省でパワハラってわかりにくいという事で一つの指針として定義を発表しました。平成24年ですか、それにはパワハラの定義として「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」こういわれてもピンときませんがこれが定義です。類型を挙げた方がわかりやすいでしょうから一例として○脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)それはパワハラですよ、これも良くありますが○隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)声をかけられても返事をしないとか、○業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)○業務上の合理性はなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)○私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)、最近パワハラを理由とした個別な申請というのが青森でも増えています、申請された方は「えっ」とびっくりします、「なんで」という感じですが使用者側の人としてはその辺はよく考えて、こういうことを言うと相手が傷つくんじゃないかとか、その辺は敏感になりながら、人を使うというのはなかなか難しいことだとは思いますが、でもご注意ください方がいいと思います。使用者の方もたまに相談に来ることがあります、皆さんも是非これを機会に労働委員会というところを知っていただいて、今日の私の話がうまくないので理解できなかったかと思いますが、ご理解していただければ幸いです。